



茨城労働局発表  
平成24年10月30日(火)

労働基準部 賃金室	
担	室長 野口 清
当	室長補佐 米山 清三
	電話 029-224-6216

## 茨城県特定（産業別）最低賃金額の引上げを答申

### —本年12月31日(月)発効見込み—

- 1 茨城地方最低賃金審議会（会長 武田 隆志 弁護士 以下「審議会」という。）は、本年9月19日に茨城労働局長から茨城県特定（産業別）最低賃金の金額改正について諮問を受け、審議会内に4つの特定専門部会を設けて公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員による調査審議を重ねてきましたが、各専門部会は昨日（10月29日）までに、別表のとおり金額を改正すべきであるとの結論に至り、茨城労働局長（中村 俊一）に対し、4つの特定（産業別）最低賃金とも現行から時間額で6円引き上げる答申を行いました。
- 2 茨城労働局長はこの答申を受け、関係労使が異議の申出をできることの公示を行い、異議申出期限（別紙参照）までに異議申出がなければ、この答申どおりの額で最低賃金を決定し、官報公示等の手続きを経て本年12月31日(月)から効力を発生させる予定です。

別表

## 茨城県特定（産業別）最低賃金答申額等

件名	時間額 (アップ額)	専門部会 答申日	異議申出 期限	効力発生 予定日
鉄鋼業	805円 (6円)	平成 24. 10. 15	平成 24. 10. 30	平成 24. 12. 31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (機械器具製造業等)	789円 (6円)	平成 24. 10. 29	平成 24. 11. 13	平成 24. 12. 31
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 (電気機械製造業等)	782円 (6円)	平成 24. 10. 24	平成 24. 11. 8	平成 24. 12. 31
各種商品小売業	756円 (6円)	平成 24. 10. 23	平成 24. 11. 7	平成 24. 12. 31

なお、今回改正答申のあった最低賃金の適用労働者数及び適用事業場数は、

- |  |         |          |
|--|---------|----------|
| ① 鉄鋼業  | 8,658人  | 142事業場   |
| ② はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業   | 36,100人 | 1,164事業場 |
| ③ 計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 | 53,651人 | 1,131事業場 |
| ④ 各種商品小売業  | 9,346人  | 90事業場    |

である。